



福岡医発第 2062 号 (地)

令和 4 年 10 月 24 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

介護現場における文書負担軽減等に向けた取組の周知について

介護現場における文書負担軽減等につきましては、社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会等での議論を踏まえ、取組が進められているところです。

今般、厚生労働省より、取組の周知について事務連絡が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありました。

介護サービス事業所が要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」が設置されたことや、「電子申請届出システム」における動作や入力内容、インターフェース等を踏まえ、指定申請等における様式例が示されたことが本事務連絡で示されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

- ・「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

- ・標準様式例の掲載場所

厚生労働省ホームページ「指定申請等のウェブ入力・電子申請について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎

会長 島田昇二郎

日医発第 1439 号（介護）
令和 4 年 10 月 20 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

介護現場における文書負担軽減等に向けた取組の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護現場における文書負担軽減等につきましては、社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会等での議論を踏まえ、取組が進められているところです。

今般、厚生労働省より、取組の周知について事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

介護サービス事業所が要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」が設置されたことや、「電子申請届出システム」における動作や入力内容、インターフェース等を踏まえ、指定申請等における様式例が示されたことが本事務連絡で示されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

- ・「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

- ・標準様式例の掲載場所

厚生労働省ホームページ「指定申請等のウェブ入力・電子申請について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

【添付資料】

○介護保険最新情報 Vol. 1104

介護現場における文書負担軽減等に向けた取組の周知について

(令 4.10.7 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課 介護業務効率化・生産性向上推進室)

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御 中

各 介 護 保 険 関 係 団 体

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護現場における文書負担軽減等に向けた

取組の周知について

計 1 枚（本紙を除く）

Vol.1104

令和4年 10 月 7 日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう、よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内 線 3876）
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡
令和 4 年 10 月 7 日

都道府県
各 介護保険主管課（室） 御中
市区町村

厚生労働省老健局高齢者支援課
介護業務効率化・生産性向上推進室

介護現場における文書負担軽減等に向けた取組の周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、「介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について」（令和 4 年 9 月 29 日付老発 0929 第 4 号）において、「規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）」や「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」での議論を踏まえ、介護サービス事業所が要望を提出するための窓口として「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」を設置したことをお示しいたしました。

また、「指定居宅サービス事業所等の指定に関する様式例の改訂について」（令和 4 年 9 月 29 日付厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡）において、「電子申請・届出システム」における動作や入力内容、インターフェース等を踏まえ、指定申請等における様式例についてお示ししております。

つきましては、管内関係団体、介護サービス事業所等に周知いただくとともに、貴自治体による介護事業所支援にご活用ください。

1. 「介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上に係る要望受付フォーム」

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_hotline

2. 標準様式例の掲載場所

厚生労働省ホームページ「指定申請等のウェブ入力・電子申請について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

【担当】

厚生労働省老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室 秋山、石内、斎藤、小河

TEL：03-5253-1111（内線 3876）